

2010年度 府障教本部交渉

「権利としての障害児教育」のさらなる充実と 教職員の勤務労働条件の改善を！！

府障教は、昨年の12月24日、教育振興室長と各担当課長の出席のもと、本部交渉を実施しました。交渉には40名をこえる交渉員が参加し、府立支援学校の教育条件整備や教職員配置、新規採用の大幅増など、「権利としての障害児教育」のさらなる充実と教職員の勤務労働条件の改善を強く求めました。各課長の答弁の概要は以下の通りです。

① 財務課長とのやりとり

財務課長は、「学校予算削減で、子どもと教育に支障が生じてはならない」としました。光熱水費について、「思いもよらない増額があった。学校で大変な状況もわかる」とし、「不足分は柔軟に対応したい」としました。また、「緊急で困難な問題は担当者に相談して欲しい」としました。

② 施設課長とのやりとり

施設課長は、「施設の老朽化が原因で、教育活動に支障が生じてはならない」としました。また、教育活動に影響が生じるものについて、ただちに対応を求めたところ、「老朽化の事態は把握している。予算があれば対応したいが、耐震改修で補修の予算が削られているのは事実」「学校の実情を把握して、緊急度を勘案して対応したい」としました。

抜本的改修が必要な厨房の改善を求めたところ、「(厨房が)悪いところはよくわかるが、補修の予算が削減されている状況で、すぐにはなかなかできない状況である」としました。

③ 教職員企画課長とのやりとり

企画課長は、「教職員の時間外勤務はだだちに解消すべきである」との基本認識を示しました。また、改善方策について、府教委内の「プロジェクトチームで検討している。論議のピッチを上げないといけない」としましたが、具体的改善策については答弁ができませんでした。

④ 教職員人事課長とのやりとり

人事課長は、「ここ2年講師率が上がっている。この方向は変えていかなければならない」としました。講師経験者からの大幅採用については、「競争倍率が過去2番目に低い状況。出来る限りの採用をしている。もっと多くの受験者を確保する必要がある」とし、定数内講師の多用・乱用問題を合理化し、講師経験者からの大幅採用に背を向ける不当な態度を示しました。

⑤ 強制人事異動問題

「専門性等の考慮」の内容について、「人

事的に配慮しなければならないのは(特別支援学校の)免許の保有率」としました。その他については、「校長からそれぞれの学校の特殊性を聞く」と回答し、「専門性等の考慮」について具体的に答弁できませんでした。人事異動によって特別支援学校の免許保有率が低下するおそれについて、「免許を持っている人を出して、持っていない人を機械的に入れることはないようにしたい」としました。

③ 「標準法」を最低基準とした教職員配置

4月に設置された「分校」の教職員配置の考え方について人事課長は、「法律上、四條畷校は別にして、それ以外のところは分校あつかいではないが、分校に準じた形で出来るだけ努力したいと昨年回答した。四條畷校は、実情を聞いたので校長にも聞いて対応したい」としました。

⑤ 支援教育課長とのやりとり

① 看護師配置について
看護師の欠員が生じる問題について、支援教育課長は「現行のシステムで確保できないのか検証する」としました。また、勤務時間短縮による看護師配置時間数の目減り分について、「勤務時間は短縮されたが、看護師の業務量は減っていない」との認識を示す一方で、「児童の1便下校のときに(看護師配置の)時間の短いかたちにするなど対応をしていただいている」「工夫いただいている学校もある」ことを口実に、教職員定数を利用した時間の範囲内で対応していくとの不当な答弁をおこないました。

② 児童生徒数の増加原因の分析について

児童生徒数の増加原因の分析の必要性について支援教育課長は、「国でも示されていない。全国的課題であり、分析は一都道府県だけでは対応がなかなか出来ない」と不当な回答をしました。また、新校建設に関し、敷地の広さと児童生徒数など学校規模の関係、適正規模について、「敷地を最大限活用した形で検討している。敷地の面積(学校規模が)リンクしているわけではない」としました。

⑥ 保健体育課長とのやりとり

府立支援学校における学校給食の自校調理方針の堅持について、保健体育課長は「その通り」とし、「児童生徒、教職員に安全でゆたかな給食が提供されなければならない」との点についても、「間違いない」と回答しました。これを踏まえ、来年度4月から学校給食が滞りなく子ども教職員に提供されることについて、保健体育課長は「約束する」としました。